

JANPIA と資金分配団体との間の
「資金提供契約（資金分配団体-実行団体）（ひな形）」に関する FAQ

2020 年 4 月 30 日版 JANPIA 作成

Q. 第 6 条（助成金）2 項の下記部分について、現在、JANPIA 担当 PO から指示のある「実行団体向け精算手引きひな形からの変更の有無」の確認は、資金分配団体で変更のある場合でも JANPIA の Web サイト上で、資金分配団体ごとで公表されるのか？

【第 6 条 2 項】

甲及び乙は、～JANPIA が別途策定し、JANPIA の Web サイト上で公表される「積算の手引き・清算の手引き」（以下「積算の手引き・清算の手引き」という。）に定める手続きに従って、～

A. 「実行団体向け精算の手引きひな形」について、資金分配団体ごとに JANPIA と連携の上、内容の変更を行った場合は、これら資金分配団体ごとの変更内容を JANPIA の Web サイト上で公表する予定はございません。一方、JANPIA が現在公表している資金分配団体向けの「積算の手引き・精算の手引き」を変更する場合は、その都度開示しますのでご参照ください。なお、契約書ひな形を修正する場合は、下記の変更後条文案を参考にしてください。

【変更後条文案】

甲及び乙は、～JANPIA が別途策定した「積算の手引き・精算の手引き」に基づき、[資金分配団体名] の Web サイト上で公表される「積算の手引き・精算の手引き」（以下「積算の手引き・精算の手引き」という。）に定める手続きに従って、～

Q. 資金提供契約（JANPIA-資金分配団体）第 11 条（助成金の交付）1 項「～2021 年度以降の助成金については、清算手続きの結果を踏まえたうえで、当該事業年度の 7 月を目途に、甲の指定する時期までに、乙の交付するものとする」と第 10 条（助成金の交付）2 項の下記部分を比べると、実行団体との助成金の交付も 2021 年度以降は 7 月頃になると思うが、あえてこのような記載になった理由を教えてほしい。また、つなぎ資金などの準備は難しいため、資金提供契約（JANPIA-資金分配団体）に揃えたいが可能か？

【第 10 条 2 項】

～、2 回目（2020 年度下期）以降の助成金の交付にあたっては、第 3 条第 5 項に定める本事業の進捗状況及びその成果に関する報告並びに直近の精算手続の結果又は本総事業費の執行状況を踏まえたうえでこれを行うものとする。

A. 預金保険機構から JANPIA に対して、休眠預金等交付金が交付される時期は法令により毎年 7 月以降となっているため、このような記載にしておりましたが、つなぎ資金を準備いただかなくて済むよう、2021 年 4 月から 6 月の活動資金相当額を 2020 年度収支予算の申請時に計上し、認可されました。よって、つなぎ資金を別途手当いただく必要はなくなります。

Q. 第 12 条（科目間流用）に関して、資金提供契約（JANPIA-資金分配団体）第 13 条（科目間流用）ではとくに流用上限の定めの記載はないが、今回の契約で記載した経緯を教えてほしい。また、この上限の幅は、資金分配団体側で設定できるのか。

A. 資金分配団体については、大半が実行団体への助成支出であり、残りの経費部分についても実行団体がどのような活動をするかによって変動することを考慮し、制限を設けませんでした。実行団体については、受け取った助成金の大半を事業として使用することから、他の助成事業等も参考に流用の上

限を設定させていただきました。使途が大きく変更となる場合には、計画の見直しも含めご検討いただければと考えております。各団体によって状況は異なるため、資金提供契約に定める流用の幅は、資金分配団体の裁量で変更いただいて構いませんが、20%を超える流用に関しては、事前にご相談いただければと考えております。

Q. 第7条（助成の対象）、13条（本助成金の返還）、37条（疑義の解決）について、文中の参考条文に誤りがあるのではないか。

A. ご指摘の通りですので、下記の様に修正し、資金分配団体向けWebサイトに掲載されていた実行団体向けの「資金提供契約〈ひな形〉」を改訂いたしました（2020.3.12）。改訂箇所は以下の通りです。

第7条第1項第3号

改訂前「・・・以下「評価関連経費」といい、第10条の規定に従うものとする。」

改訂後「・・・以下「評価関連経費」といい、第9条の規定に従うものとする。」

第13条第1項第2号

改訂前「第25条の規定により・・・」

改訂後「第20条の規定により・・・」

第37条

改訂前「・・・資金提供契約第17条第2項に基づき・・・」

改訂後「・・・資金提供契約第17条第3項に基づき・・・」

Q. JANPIAと資金分配団体の協議において、実行団体におけるガバナンス・コンプライアンス体制は過剰なものとならない条件の緩和を検討したと認識していたが、資金提供契約（JANPIA-資金分配団体）第19条（実行団体との間の資金提供契約）（6）では「実行団体は、～ガバナンス・コンプライアンス体制等に準じた体制を目指す義務を負い、～」という記載になっている。今回、第14条（ガバナンス・コンプライアンス体制等の整備）において「準じた体制」が抜けた経緯について教えてほしい。

A. 資金分配団体には「ガバナンス・コンプライアンス体制の整備及び強化に関する施策の検討を行う組織の設置」及び「施策の実施等を担う当該組織直轄の組織の設置」をお願いしておりますが、実行団体については、「ガバナンス・コンプライアンス体制の整備及び強化に関する施策の検討、実施等を行う責任者を設置する」とし、資金分配団体に準じた体制を具体的に記載させていただきました。

Q. 「評価指針」の追跡評価の対象決定方法は、「実行団体、資金分配団体、JANPIAの三者で個別に協議した上で、原則として事前評価の段階で決定します。」とある。よって、甲も協議することができるでの、第16条（成果評価）3項について、5項と同様の記載に変更できないか。また、追跡評価については、事業終了後一定期間を経て行われる評価のため、それにかかる経費の負担を実行団体だけに求めるのは公平ではないので、費用負担が発生した場合の項目は追記が必要ではないか。

A. 追跡評価については助成期間終了後に実施するため、表記のような記載となっておりますが、いずれにしても評価指針に則り、三者の合意のもと進めたいと考えております。また追跡評価に要する費用につきましては、助成期間終了後に発生する費用であることから、JANPIAにて必要な費用が負担できるよう検討を進めております。契約書ひな形を修正する場合は、下記の変更後条文案を参考にして

ください。

【変更後条文案】

3.甲は、本事業について、JANPIA が策定し、JANPIA の Web サイト上で公表される「評価指針」(以下「評価指針」という。)に従い、追跡評価の対象とすべきと判断した場合、JANPIA と乙の三者で協議し、追跡評価の実施とその費用負担について決定するものとする。乙に対して、評価計画書に追跡評価の実施に必要な事項の記載を加えることを求めるものとする。乙は、かかる甲の求めに応じるものとする。

以上